

No. 2 (2編 10月)
1952. 2. 1 発行
発行所
東京都文京区元町1-7-7
社会主義青年労働者同盟

青年労働者

- ★ 万国の労働者団結せよ！
- ★ 春斗と生活防衛、権利擁護の大統一闘争せよ！
- ★ 労働者の権利を守り、戦争と準備する内閣打倒！
- ★ すべての青年労働者は、社会主義青年労働者同盟へ結集せよ！

春斗を眞の権利と生活防衛の斗争にしよう

とにかく活動している組合の職場なら、どの職場でも、すでに春斗の準備がどの程度進んでいるかは、組合員のすべてがこの準備に参加することが必要だ。それによって春斗を、本場の生活改善と権利擁護の斗争とし、成果をからとることが出来る。一方資本家階級は、すでに春斗を切詰め、骨抜きにするための大攻撃をはじめている。

我々は、頭をつべんから足をつま先まで労働者階級の立場に立って、この政の思想政策を大衆討論の中で粉砕せねばならぬ。又、聲に上る政の組織的攻撃に断固たる大衆的抗議を述べねばならぬ。

日産連は昨日、春斗に対する「至善者の見解」を発表している。特に「技術革新」ともなる「至善の要請」と「健全至善の確立」のために、賃上げに反対している。

「昨年の愛恨の斗争からは、じま、去年一年間、全国各地で徹底的に闘いぬかれた。勤評撤回、阻止の闘いが、今重大な危機に直面している。即ち「神奈川方式」勤評というものが、あたかも「良い勤評」であるかの様に宣伝され、これが全国化されてこれからの勤評斗争の成果の一切を水に流そうとする動きが、労働者の中で行なわれていることだ。

何故勤評斗争が闘われたのか。これまで日教組の労働者は、国家権力の激しい弾圧と、資本家階級からのありとあらゆる攻撃を受けながら、闘いをくわし、非妥協的に闘ってきた。それは、勤評撤回が、教育の場で働く労働者を校長が専制として、押さえるものであり、それが日教組の団結の破壊と、教育の政府による支配

えが良いが、殆んどの場合首切をもち、至善者の要請」とは、労働組合の活動を抑制、資本家ののちも労働条件を労働者に押しつける「変革」だ。

資本家は「健全至善」と言いつて利潤を最大限にあげるために、労働者の生活条件を最低に、吾輩以下におしよけることに必死だ。企業がつぶれるとか、ありとあらゆるおどかして、労働者の要求を資本家の利益の前に屈服させようとしているのだ。

労働者の生活の防衛から出せよ。

これに対して総評は、賃金白書で明らかにした見解を反論の基にしている。その根本は、低賃金が不況の原因であり、賃金を高くし、購買力をあげることによって不況の原因をとりのぞくこと、資本家の利潤の増加に比して労働者の賃金上昇が少

をめぐらしたものであることを、日教組の組合員が正しく感じつつたから、これを発展したのであり、それが実施されれば、自由な教師の良心にもとづく教育の職場が再び校長の眼をうかがい政府のいなりになる教師の立身出世の場になつてしまふものがあり、勤評の項目を多少変えようとする動きが、

も、その真は少しもかわらないものであるから、その非妥協的な態度阻止の闘いを続けて来たのだ。

神奈川方式は勤評ではないか。神奈川方式の根本的筋節は次の様なものだ。即ち「純教育的」に教育

勤評、神奈川方式に反対し、撤回斗争を支援しよう！！

これら、これまで教育の場で働く労働者が、専制として闘ったのは、決して、勤評という形式に反対したのではない。まして、教育委員会や、その命令にどうしても従わざるを得ない校長が、日教組に団結

いことである。だが、これでは十分でない。我々の社会では、資本家の利益と労働者の利益とは、全く対立している。労働者の最低の利益すら、労働者が団結することによって資本家を歩み寄らせることによつて守られる。所が総評は、資本家の利潤の増大のためにも労働者の賃上げが役立つかの様に言っている。資本家の利潤がどうなろうとそれは労働者には二の次の問題で、労働者の生活を守ることに第一なのだ。資本家の宣伝にひきまされることなく、眞に労働者の立場で春斗の要求を大衆討論しよう。職場で要求をまとめて、組合に出そう。

総々斗争体制に入る！

廿二、三日に中央委員会を所いた。春斗は、一方八十円、月二千円の要求を決定した。

すも労働者を、個々バラバラに対立させ、分断させることを狙つていたから、これを反対したので。現在の政府の下にある限り、教育委員会や校長が「純教育的」に「よき勤評者」ではなく、まさにその反対の「政治的」であり「権力の下働き」に、これらと闘っているから、これを反対したので。労働者が一人一人て専制と話し合つて、絶対に闘えない様に、一人一人の教師が校長と「相談」してどうして教育を政府の支配から守る闘いが出来ますか。神奈川方式は労働者の「方式」ではなく美しい言葉で現実を飾りかかす、否、労働者を勤評のワナに陥しこむ政府と資本家の「方式」だ。

勤評絶対阻止斗争を続けよう！

全労働者は日教組を支援しよう！

去年一年間、日教組の勤評斗争の強化は、どれほど労働者階級に大空

大産産の中で、現在最も激しい攻撃を受けており、三井鉱山では、職場秩序の確立、福祉施設の拡張停止軍を中心とする合理化案が出されており、この闘が春斗の中でも重要な闘である。

十八、九と開かれ、一日延長された日教組中央委員会は、勤評斗争の今後の方針をめぐつて、「神奈川方式」の評価について論争し、結局三日に臨時大会を開いて決めることになった。これについては主張を参照。

他に全銀(千五百円)回銀(千五百円)プラセ七、これに忠告禁禁下け反対斗争を主斗争とする(全電通(千五百円)プラセ六%)造船(千五百円)平均約二千円)私鉄(平均別プラセの大手二千、中小一〇%)が中央委を鉄鋼(定評制)二千円)が大会を開いて三月下旬から三月末まで斗争体制を組んであり、合理化を徹底的に全通も開く中央委を終る。

我々は我々のスロウガンを目標をもち、組合員の先頭に立つて奮闘しよう。

激刺を受け、岸政府の本質を露呈にバックロしたところだ。勤評斗争こそ、あの偉大な警報法斗争を準備したとも言えよう。

眞に労働者階級の立場に立ち、日教組を守り、教育の帝國主義者による支配と闘おうとするものは、絶対に勤評を受け入れてはならない。新団としての斗争を、徹底的な大衆討論の上で続けねばならない。

我々青年労働者は、全力をあげてこの日教組のキを支援しよう。去年一年間、明らかに勤評斗争に対する労働者階級のとりくみは、弱かったがカバーされていた。

和歌山の至善を学ぼう！警報法斗争の至善を学ぼう！

それは、日教組の斗争を全労働者が生産界の闘いで支援することとを示している。

春斗の中で勤評について宣伝しよう！職場では討論しよう！勤評斗争に「金」を！「金」を生産界での斗争を！

去年一年間、日教組の勤評斗争の強化は、どれほど労働者階級に大空

○中小企業はどうか

日本では中小企業問題が時にジマナリズムで取り上げられるようになったのは、日本独占資本が成熟期に入り矛盾の爆発した大正九年の恐慌以後で格化されたのは昭和二年の金融恐慌以降であるが、取りわけ前には、中小企業問題に言及の必要が明確にある。

官庁統計や法律、金融業務上では、實際上の必要に従って、資本金額等の量的尺度で、画一的に中小企業を規定している。例へば、「中小企業等協同組合法」においては臨時従業員三〇〇人未満(商業、サービス業)において三〇〇人未満、製造工業統計表や、総理府一事業所統計調査)においては二〇〇人未満を中小企業と規定している。又金融面からみると大蔵省は貸付対象企業として三十八年には資本金二〇〇万円未満を中小企業として規定したが、三十年には一律に一〇〇〇万円に引上げたのである。このように量的規定は確かに個別資本の優劣を判定する一つの基準にはなるが、決定的なものとはならない。

従業員の多小は必ずしも資本金の大小を意味しない。各個別資本や業種によつて資本の有機的構成は異なる。その間には著しいギャップがある。特に最近の設備更新や技術革新の傾向をつよめている。従つてわれわれが中小企業問題

中小企業問題の本質と労働運動の方向 (I)

梅田三郎

題を考へる場合、個別資本の地の別面である。質的側面を充分検討しなければ、その個別資本の性格を中小企業と判断することは出来ない。それはむしろ資本主義発展の歴史的性格の中に求められねばならない。

○産業部門間の競争の網の目の破れた真

一般に資本主義は各産業部門において均等に発展するものではなく、むしろ極めて不均等に発展するもの。地理的に極限された商埠、需要の限定された商埠、各種の部品が組立てられて一つの完成品となるような、社会的分業の発達し易い商埠、或は又技術的には機械生産の行なわれにくい商埠、量産化の困難な商埠、大規模工場で作るより中小工場でつくつた方が儲かる商埠があるが、これらは

附随的な特徴であり、不均等に発展する各商埠、各個別資本の各大小の一般なあらわしかたに他ならない。問題はこの網の目に浮んでくる一つの現象の本質が何かを解明していかねばならない。そうすると当然その答は資本主義の構造そのものの中に見出さざるを得ない。

○相対的過剰人口の搾取

産業革命による機械制大工業の出現、これを基礎とする産業資本の出現、資本による労働力の搾取が、法則化し、相互間の自由競争が展開されるが、この時代の

内工業や、マニエファクチャー等の遅れた生産形態の残存が未だ大規模

手当を争うことになる。結果として、各人の労働力に差が生じ、一部の人は富を蓄積し、他の人は貧乏になる。このように、資本主義の発展は、労働者の生活の悪化をもたらす。

△資本主義の発展の二つの方向

「点検」などと云ふが、二三人が、早速計算に着手した。算出基礎は、この場合、三〇〇〇(三〇〇日)と云ふが、どうしても計算が合わない。それか一人だけ確り計算した連中が、及ばぬ不明確な、暗い暗い顔をした。その時、

「お、手当の算出基準として、管理職手当の出張費を、この場合、三〇〇(三〇〇日)と云ふが、どうしても計算が合わない。それか一人だけ確り計算した連中が、及ばぬ不明確な、暗い暗い顔をした。その時、

われわれの奮闘スローガン

1) 生活防衛の大中傷上打を徹底的に闘おう。

2) 本工組合は臨時工の組織化と闘いを支援しよう。

3) 合理的反対、完全雇傭、職場対決を組織し、産業別全国統一闘争を闘おう。

4) 労働者の権利を奪い、戦争を準備する岸内閣打倒、日救組と民主教育団体の動員を拒否しよう。

5) 低賃金を更に押し下げる資本家の買収法反対、侵略戦争への道安採条約反対、

6) 軍国主義の成果をのこらす発展させよ、

7) 大家の専横の強化のために職場を奪取しよう、

8) 兵士の専横の強化のために職場を奪取しよう、

われわれの奮闘スローガン

9) 兵士の専横の強化のために職場を奪取しよう、

10) 兵士の専横の強化のために職場を奪取しよう、

11) 兵士の専横の強化のために職場を奪取しよう、

12) 兵士の専横の強化のために職場を奪取しよう、

13) 兵士の専横の強化のために職場を奪取しよう、

14) 兵士の専横の強化のために職場を奪取しよう、

15) 兵士の専横の強化のために職場を奪取しよう、

16) 兵士の専横の強化のために職場を奪取しよう、

